

立命館大学びわこくさつキャンパス

過労死等防止啓発授業

大阪過労死を考える家族の会 西 岡

〈過労自死をした主人について〉

性格は温厚で責任感が強く真面目で人から慕われる存在。

1991 年 3 月中旬

三井グループの観光レジャー施設等の総合観光事業を運営する会社へ入社
大阪市北区のホテルへ配属される（以後 15 年間フロント勤務）

2006 年 2 月 東京・銀座支店へ副支配人として転勤→2 カ月後に支配人となる

2006 年 11 月 うつ病と診断される一要因は長時間労働・上司からのパワハラ

2007 年 4 月中旬 退職 → 4 月下旬に奈良へ帰宅

同 年 5 月 前職元上司の勧めでホテル経営コンサルタント会社へ再就職

同 年 6 月末 39 歳で自死をする

〈労災申請と会社に対する民事訴訟〉

2009 年 2 月上旬 東京の労働基準監督署へ労災申請を行う

同 年 8 月中旬 労災認定を受ける

同 年 11 月上旬 奈良地方裁判所葛城支部においてか主人の会社に対して
損害賠償請求の訴状を提出

2012 年 4 月上旬 原告過失相殺無しとされる最良の和解をもって裁判が終結

〈過労死の無い社会へ〉

家族の為に働いていた主人を突然亡くしてしまう深い悲しみを経験し、今後、過
労を原因とする死が起こるような社会であってはならないと感じます。

過労死防止法が国に管理されることにより過労死の歯止めとなることを信じ、
誰もが心豊かに人生を過ごせる社会となりますことを願っております。